津市監査委員告示第７号

平成２０年４月２２日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第４項の規定に基づき行った監査の結果を、同年６月１７日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成２０年６月２０日

津市監査委員　岡　部　高　樹
同　　前　田　勝　彦
同　　大　野　　　寛
同　　山　中　利　之

記

第１　請求の受理

１　受理年月日

本件監査請求は、平成２０年４月２２日に受理した。

２　請求人

住所　三重県津市

氏名　省略

３　請求の概要

本件措置請求書、添付された事実を証する書類（以下「添付書類」という。）の内容及び請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成２０年４月３０日に聴取した。

（１）請求の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、津市職員の定年等に関する条例（平成１８年津市条例第３１号。以下「職員定年条例」という。）第２条の規定により定年退職すべき防災危機管理室長の中西秀輝（以下「本件職員」という。）について、職員定年条例第４条第１項第１号の定年退職の特例の規定を適用し、平成２０年３月３１日付けで、現職のまま、その定年を延長（以下「本件定年延長」という。）した。

本件定年延長の理由は、本件職員が、現職において、「災害、事故又は事件等による緊急の事態への対処及び職員への暴力行為や不当要求行為等の対応並びに職員に対するこれらの指導については、当該職員が三重県警察において培った知識、技能及び経験が十分に活用されているところですが、今後も引き続き、これらの対応及び指導において余人を持って替え難い」（添付書類「職員の勤務延長について（伺い）」（以下「本件定年延長起案文書」という。））としている。

職員の定年退職の特例については、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「地公法」という。）第２８条の３第１項は、「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別な事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」は、条例で定めるところにより、その職員の勤務を延長できる旨定め、職員定年条例第４条第１項第１号は、職員の勤務を延長する要件の一つとして、「当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき」と定めており、これらの要件の該当性は、あくまで客観的に判断されなければならないものである。

しかし、防災危機管理室長の職は、事務職、技術職の一般職で充分その職務遂行の機能が果たせるものであり、特殊な技術･技能の必要性はなく、また、本件職員の警察における経歴をもって特殊な技術・技能と呼べるものではない。

さらに、平成１９年第３回津市議会定例会において、本件職員の採用に関して「勤務延長など当初から視野に入れての対応だったのか」という質問に対し、市長公室長（当時）は「初めから予定はしておりません」と答弁（添付書類「平成１９年第３回津市議会定例会会議録」）しており、余人をもって替え難い能力又は特別の事情があることなどは一切触れていない。

以上のことから、本件定年延長は、地公法第２８条の３第１項及び職員定年条例第４条第１項第１号に違反し、無効である。

（２）求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、本件定年延長を取り消すよう勧告することを、請求するものである。

第２　監査の結果

１　確認した事実

市長は、職員定年条例第４条第１項第１号の規定に基づき、本件職員の勤務を平成２１年３月３１日まで延長するため、平成２０年３月１９日付けで、本件定年延長起案文書を決裁し、同日付けで、同条第３項の規定に基づく本件職員の同意を得て、同月３１日付けで、本件定年延長を発令した。

２　結論

本件措置請求書、添付書類の内容及び請求人の陳述を総合的に監査したところ、本件監査請求は適法な監査請求であると認めることはできないと判断したため、これを却下する。

３　結論に至った理由

結論に至った理由は、次のとおりである。

（１）監査請求の対象事項

法第２４２条第１項に基づく監査請求は、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象となる事項は、同項の定めるところにより、公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものであり、地方公共団体の長又は職員等によるこれらの財務会計上の行為又は事実が、違法又は不当であると認められるときは、それによって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

したがって、監査請求が適法と言えるためには、その対象とする事項が、財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものでなければならない。

（２）本件監査請求に係る判断

前記趣旨のもと、本件監査請求について見ると、請求人の主張は、本件定年延長は違法に当たるので、市長に対し、本件定年延長を取り消すよう勧告することを求めたものである。

したがって、本件監査請求が適法と言えるためには、本件定年延長の行為が、財務会計上の行為に当たると評価し得る場合でなければならず、よって、この点について判断する。

地方公共団体の職員の定年制は、職員の新陳代謝を計画的に行うことに

より組織の活力を確保し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的として、法律及び条例の定めるところにより、一定の年齢に達したことを理由として自動的に退職する制度であるが、地公法第２８条の３は、地方公共団体の事務事業が多種多様であることなどをかんがみ、定年制の特例として、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要であると認められる場合には、その職務の遂行に支障が生じることがないよう、定年制の趣旨を損なわない範囲で、定年の延長を認めるものである。

したがって、地方公共団体の職員の定年延長に係る任命権者の決定行為は、当該任命権者がもっぱら公務上の見地に基づいて当該職員の定年を延長すべきか否かを判断し、これが肯定される場合において、当該職員の同意により決定されるものである。そして、定年制が法律及び条例事項とされるのは､地方公共団体とその職員の関係が､私法上の雇用契約ではなく、公法上の処分に基づくものであることを前提としており、よって、その特例となる定年延長に係る決定行為は、当該職員の同意に基づくものであっても、これを私法上の契約とは解することはできないのであり、このような法的性質に照らせば、財務会計上の行為に当たると評価することはできない。

もっとも、本件定年延長により、本件職員がその職務に従事したことに伴い、給与が支払われることになるが、それは本件職員による労務提供の対価として、市がその債務を負担するものであり、本件定年延長による本来的、直接的効果と言えるものではない。

なお、請求人は、その陳述の際に提出した「補足説明書」において、本件職員の「任用そのものが違法」である旨主張しているが、当該主張は、請求人が平成１９年５月２３日付けで提出した「津市職員措置請求書」に係る主張であると認められることから、これに反復して本件監査請求をすることは、法第２４２条の許容するところではないのであり、本件監査請求において判断するものではない。

以上のことから、本件監査請求は、法第２４２条第１項が監査請求の対象とする財務会計上の行為又は事実のいずれにも該当しない事項を対象とするものとして、不適法たる評価を免れないものと判断した。

以上